



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 T O A 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 谷 憲 次
(コード番号 6809 東証第一部)
問 合 せ 先 コ ン プ ラ イ ア ン ス 部 長 浦 島 良 明
(TEL. 078-303-5620)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第 14 条（招集権者および議長）に定める株主総会の招集権者および議長を変更するものであります。

また、経営体制の一層の強化と充実を図るため、役付取締役として、新たに取締役会長を現行定款第 24 条（代表取締役および役付取締役）に追加するものであります。

(2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任免除に関する規定として、変更案第 29 条（取締役の責任免除）を新設するとともに、現行定款第 37 条（責任免除）を変更するものであります。

なお、変更案第 29 条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(3) 上記変更に合わせて条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日（水）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日（水）

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役会長または取締役社長</u>が招集する。<u>取締役会長および取締役社長</u>のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役会長または取締役社長のうち、取締役会の決議によってあらかじめ定めた取締役</u>が議長となる。<u>取締役会長および取締役社長</u>のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代る。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 24 条</p> <p>取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長 1 名</u>、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(責任免除)</p> <p>第 37 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条</p> <p>当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p>(以下条数繰下げ)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める額の合計額とする。</u></p>

以 上